

第 3 問 設問A→赤色  
設問B→水色

次の(1)~(4)の文章を読んで、下記の設問A・Bに答えよ。解答は、解答用紙(ハ)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入せよ。

- (1) 1588年、豊臣秀吉は諸国の百姓から刀・鉄砲など武具の類を没収し、百姓は農具さえ持って耕作に専念すれば子孫まで未長く繁栄すると述べた。

兵農分離の促進 + 一揆の防止

- (2) 1675年12月、ある大名の江戸藩邸の門外に、むしろに包んだものが置かれていた。役人が、江戸の事情に詳しい商人に聞くと「それはきっと死んだ乞食を捨てたのでしょ。江戸ではそういうことが時々あるので、捨てさせればよいでしょう」と言ったので、他所へ捨てさせた。

乞食の亡骸に対する雑な対応

- (3) 1687年、江戸幕府は全国の村々で、条件をつけて鉄砲の所持や使用を認め、それ以外の鉄砲をすべて領主や代官に取りあげさせた。1689年、諸藩の役人を呼んで、作毛を荒らされるか、人間や家畜の命に関わるような場合には鉄砲を使ってよい、と補足説明した。

鳥獣による人命や作物の被害の防止

対照的な対応

- (4) 1696年6月、(2)と同じ藩邸の堀に老女が落ちたのを番人が見つけて、すぐに引きあげた。医師に容体を診察させたところ無事だったので、着替えさせ食事を与え、幕府に報告した。幕府の役人の指示で、その者をできるだけ介抱し、翌日、藩邸の者17人で町奉行所へ出向いて引き渡した。

堀に落ちた老婆に対する手厚い対応

文治政治の影響

設 問

A (3)で江戸幕府は、条件をつけて鉄砲の所持と使用を認めている。どのような用途を想定して鉄砲の所持や使用を認めたと考えられるか。(1)で没収された理由と対比して、3行以内で述べよ。

B (2)(3)をふまえると、(4)のような手厚い対応をとるようになった背景として、どのようなことが考えられるか。2行以内で述べよ。